

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	56,213 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	1,016,778 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉費	25,008	1,906	521	22,581	2,004
	障害福祉費	164,246	115,398	505	48,343	4,289
	老人福祉費	25,109	685	5,918	18,506	1,642
	児童福祉費	367,472	195,489	8,919	163,064	14,469
社会保険	国民健康保険事業	30,167	19,105	0	11,062	982
	後期高齢者医療事業	143,006	23,688	0	119,318	10,587
	介護保険事業	135,493	9,742	0	125,751	11,158
保健衛生	保健衛生費	109,544	951	150	108,443	9,622
	健康増進事業費	12,459	244	0	12,215	1,084
	母子衛生費	4,274	24	0	4,250	377
合計	1,016,778	367,232	16,013	633,533	56,213	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。